

支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）

社会保険診療報酬支払基金における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、平成29年1月に支払基金に設置した「支払基金における審査の一般的な取扱いの公表に関する検討委員会」において、検討を重ね、「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、今回の公表事例は、支払基金として審査に関する透明性の更なる向上を図るために、関係団体に情報提供した「審査の取扱いに関する一定の見解」の事例を基に作成したものであり、今後とも、当該委員会において検討を重ね、公表事例を逐次拡充することとしております。

おって、「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本公表事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意願います。

平成29年4月

【 検査 】**２４ 糖尿病確定診断後の患者に対する連月のインスリン（ＩＲＩ）の算定について**

《平成３０年２月２６日》

○ 取扱い

糖尿病確定診断後の患者に対するインスリン（ＩＲＩ）の連月の算定は、原則として認めない。ただし、症状詳記等から薬剤変更時、コントロール不良例、治療方針の評価及び決定等、連月の算定の必要性が医学的に判断できる場合は認める。

○ 取扱いを作成した根拠等

審査情報提供事例（平成 18 年 3 月 27 日第 2 次提供事例）より「原則として、糖尿病確定後の患者に対して、インスリン（ＩＲＩ）は認められる。」とされ、その理由として「糖尿病として診断されても、その型別の判断が困難である症例も見受けられる。糖尿病の病態把握、特にインスリン抵抗性を知るために、一定間隔での経過観察が必要な場合もある。まれな病型であるが、slowly progressive 1 型糖尿病においては、発症初期には一見 2 型糖尿病のような臨床症状を呈する。」としている。

インスリン（ＩＲＩ）は、インスリン分泌能の評価を行い、病型の診断（1 型等）を行う検査であり、病型の診断が既に行われ症状が安定している患者に対しては頻回に実施する検査ではないが、薬剤変更時、コントロール不良例、治療方針の評価及び決定等、経過観察が必要な場合もある。

これらの状態が病名又は症状詳記等で医学的に判断できる場合は、連月の算定は原則認められると判断した。

以上のことから、糖尿病確定診断後の患者に対してのＩＲＩの算定は、一定間隔での経過観察が必要な場合等もあるため認めるが、病型の診断が既に行われ、症状が安定している患者に対しては頻回に実施する検査ではないため、連月の算定については原則として認めないとし、症状詳記等から薬剤変更時、コントロール不良例、治療方針の評価及び決定等、連月の算定の必要性が医学的に判断できれば認める場合もあるとして取り扱うこととする。

【 注射 】

25 急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変に対するグルカゴンGノボ注射用 1mg（溶解液付）とヒューマリンR注カート 300 単位の併用投与（GI療法）について

《平成30年2月26日》

○ 取扱い

急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変に対するグルカゴンGノボ注射用 1mg（溶解液付）とヒューマリンR注カート 300 単位の併用投与（GI療法）は、原則として認めない。

○ 取扱いを作成した根拠等

グルカゴンGノボ注射用 1mg（溶解液付）とヒューマリンR注カート 300 単位の併用療法（GI療法）については、肝細胞再生の促進効果が期待される治療法である。

しかし、急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変に対するグルカゴンGノボ注射用 1mg（溶解液付）とヒューマリンR注カート 300 単位の併用療法（GI療法）は、他に確立した治療薬や治療法があるため、原則認められないと判断した。ただし、劇症化に進むおそれがある急性肝炎の場合等にも配慮し、症例によっては詳記等から判断するケースもある。

【 その他 】

26 DPCレセプトにおけるアナペイン注 2mg/mL の算定について

《平成30年2月26日》
《令和8年6月30日更新》

○ 取扱い

DPCにおいて、アナペイン注 2mg/mL は「第 11 部の麻酔、第 3 節の薬剤料」として、その算定を原則として認める。

○ 取扱いを作成した根拠等

アナペイン注 2mg/mL は、薬効分類コード 1210「局所麻酔剤」に該当し、効能効果は術後鎮痛である。

L003 硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入は、厚生労働省通知※で「第 2 章第 11 部麻酔」の項目であり、当該持続的注入において使用された薬剤は、術前、術中、術後にかかわらず、同第 11 部麻酔の第 3 節薬剤料としての算定となる。

平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その 1）」の DPC（問 6-27）の回答は、手術に係る費用として別途算定可能な薬剤の取扱いが示されたものであり、同疑義解釈の DPC（問 6-23）の「包括評価の範囲に含まれない手術や麻酔に伴う薬剤・特定保険医療材料はどの範囲か。」については、「医科点数表に定める手術又は麻酔の部により算定される薬剤・特定保険医療材料である。」と回答されている。

硬膜外麻酔は、手術開始前から始まり、さらに手術が終わってからも麻酔覚醒までは麻酔が続いている。アナペイン注 2mg/mL は、手術終了間際（術中）あるいは手術終了直後（術後）に、麻酔覚醒時の疼痛対策（術後鎮痛）を目的として用いているものである。

術後であっても、まだ硬膜外麻酔持続的注入は継続していることから、その時使用したアナペイン注 2mg/mL は麻酔の項目として DPC で認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について